

神崎町小規模事業者緊急支援給付金概要資料

1 要旨

新型コロナウイルスの影響による収入減少により経営状態が悪化している町内に事業所を有する小規模事業者に対して、国・県の交付要件に満たない事業者も含め、事業継続を支援するため給付金を交付します。

2 対象者（以下の要件を全て満たす者）

- (1) 町内に主たる事業所（注1）を有する小規模事業者（注2）であること。
- (2) 令和元年以前から事業を営んでおり、事業を継続する意思のある者。
- (3) 令和3年1月～12月の間に、前年（又は前々年）同月の売上高若しくは前年（又は前々年）の平均売上月額（注3）と比較して、30%以上売上が減少した月のある者。
- (4) 前年（又は前々年）の平均売上月額（注3）が30万円以上である者。
- (5) 暴力団員等でないこと。

(注1) 「主たる事業所」については、下記により確認させていただきます。

法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

個人事業主の場合は、所得税の青色申告決算書又は収支内訳書に記載された事業所所在地。

(注2) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者が該当。

(注3) 法人の平均売上月額は、前期（直近の事業年度）の平均。

3 支給額 100,000円

4 添付書類

- (1) 売上減少となった月の売上台帳の写し等、該当月の売上がわかる書類
- (2) 前年（又は前々年）の収入状況等がわかる書類

ア 法人の場合（直近又は前々期の書類をお願いします）

○ 法人税の確定申告書別表一の写し

○ 法人事業概況説明書の写し

※ 決算が終了していない場合は、ご相談下さい。

イ 個人の場合（令和2年度分又は令和元年度分の書類をお願いします）

○ 所得税の確定申告書第一表の写し

○ 所得税の青色申告決算書又は収支内訳書の写し

※ e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(3) 通帳の写し（口座番号・口座名義が確認できるページ）

※(2)・(3)に関しては、前々年との比較による申請の場合、令和2年度に本給付金の交付決定を受けている方は、添付書類を省略することができます。